

給湯設備の転倒防止対策に関する告示改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）に係る
確認の取扱いについて

○確認済証の交付日が平成 25 年 3 月 31 日以前であり、かつ、工事着手日が平成 25 年 4 月 1 日以降である建築計画^{※1}の場合、当該建築計画が改正告示^{※2}に適合していることについて計画変更の確認を受けることにより、その適合性を確認する必要がある。

※1 型式部材等製造者認証による建築計画を含む。

※2 平成 24 年国土交通省告示第 1447 号（建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1388 号）の一部を改正する件）